

太田川源流の森使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田川源流の森を使用する森林施業体験活動、環境・自然教育活動等の水源涵養意識の普及啓発活動を推進するため、使用の申込み、承認その他の必要な事項について定めるものとする。

(活動内容)

第2条 太田川源流の森を使用する活動は、次に掲げるものとする。

- 1 地ごしらえ、植林、下刈り、除伐、間伐等の森林施業体験活動（以下「体験活動」という。）
- 2 動植物の観察、河川の水質調査、森林浴等の水と森に関わる自然教育活動
- 3 その他水源涵養意識の普及啓発活動

(申込み及び承認)

第3条 太田川源流の森を使用しようとする者は、所定の使用申込書に使用計画書を添付して申込みを行うものとする。

- 2 広島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、前項の申込みを受け、その使用目的が前条に規定する活動内容に該当すると認めるときは、使用を承認することができる。

(使用の制限)

第4条 管理者は、前条第1項の申込みがあった場合において、その使用目的及び活動内容が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を認めない。

- 1 水源涵養意識の醸成に反する行為をするおそれがあるとき。
- 2 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- 3 営利を目的とするとき。
- 4 その他管理上支障があるとき。

(行為の禁止)

第5条 太田川源流の森において、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 みだりに植物を棄損し、又は土石を採取する等の自然環境を損なう行為
- 2 火気を使用する等の山林火災を発生させるおそれのある行為
- 3 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する行為
- 4 その他太田川源流の森に損害を与える行為

(目的外使用禁止)

第 6 条 太田川源流の森の使用の承認を受けた者 (以下「使用者」という。) は、承認を受けた目的以外に使用してはならない。

(経費負担)

第 7 条 太田川源流の森を使用する活動に係る経費は、使用者の負担とする。ただし、体験活動を行う場合は、別に定めるところによる。

(承認の取消し等)

第 8 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用の承認を取り消し、又は使用の制限、停止若しくは退去を命ずることができる。

- 1 使用者がこの要綱に違反したとき。
- 2 使用者が使用条件に違反したとき。
- 3 広島市水道局において、管理上支障があると認められたとき。

2 管理者は、前項の規定による処分により、使用者が損害を受けることがあっても、その責を負わない。

(原状回復義務)

第 9 条 使用者は、太田川源流の森の使用 (体験活動を除く。) を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。前条第 1 項の規定による処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償義務)

第 10 条 使用者は、太田川源流の森に損害を与えたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(庶務)

第 11 条 太田川源流の森の使用に係る庶務は、企画総務課において処理する。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。